「非化石エネルギー発電所の操業リスク評価に関する調査・検討業務」について

令和8年11月12日
脱炭素成長型経済構造移行推進機構

脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）で検討している、「非化石エネルギー発電所の操業リスク評価に関する調査・検討業務」について、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1．競争入札に付する事項等

（1）件名

非化石エネルギー発電所の操業リスク評価に関する調査・検討業務

（2）業務内容

仕様書のとおり

（3）履行期間

契約締結日～令和9年3月31日

（4）入札方法

一般競争入札（総合評価落札方式）とする。

入札金額は、業務に係る総価で行う。

なお、本件については、入札の際に入札書及び企画提案書等を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2．競争入札に参加する者に必要な資格

下記全ての条件を満たすものとする。

（1）当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当しない者であること。

（2）次の各号に該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者は参加資格を有しない。

① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき

⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の

事実に基づき過大な額で行ったとき

⑦ この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

（3）入札時において令和 07・08・09 年度全省統一資格「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」の等級に格付されている者であること。

（4）経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

（5）本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

（6）中立的かつ公平的な立場で業務を実施できる者であること。

（7）入札説明書の交付を受けた者であること。

（8）本業務を遂行できる履行体制と業務実施計画を有していること。

（9）以下の要件を満たしていること。

・ 本業務を遂行するために必要となる十分な知見及びアドバイザーの実施経験等を有すること。

・ 機構との間で、本業務を遂行するに当たって支障が生じる重要な利害関係がないこと。

・ 本業務を実施するためのプロジェクト体制を構築すること。

3. 契約条項等を示す場所等

（1）契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目 13 番 2 号

脱炭素成長型経済構造移行推進機構　金融審査部

担当者：水野、清水、松波、吉田

メール：credit_department@gxa.go.jp

応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

（2）入札説明書等の交付方法

入札説明書、調達仕様書、契約書（案）については、令和8年11月19日（木）17 時 00 分までに、上記（1）記載のメールアドレス宛に問合せください。担当者よりメールにて交付いたします。

（3）入札説明会の有無：無

4. 企画提案書等及びプレゼンテーションについて

（1）企画提案書等の提出期限：令和8年11月30日（月）17 時 00 分必着

（2）企画提案書等の提出方法

① 提出方法については入札説明書のとおり。

② 入札者は、その提出した提案書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

③ なお、提出の際は、事前に上記3.（1）の担当者に日時を連絡のこと。

（3）プレゼンテーションの有無： 無

5. 競争執行の日時、場所等

入札及び開札の日時及び場所：

日時：令和8年12月4日（金）16 時 00 分

場所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目 13 番 2 号

脱炭素成長型経済構造移行推進機構 会議室

※開札は入札終了後直ちに行う。

6．落札者の決定方式等

（1）入札保証金及び契約保証金　全部免除

（2）入札の無効

競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（3）契約書作成の要否　要

（4）落札者決定の方式

機構は、予定価格の制限の範囲内の入札があった場合は、総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格を以って入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。また、予定価格が一千万円を超える契約であって、相手方となるべき者の入札金額が10分の6を予定価格に乗じて得た額に満たない場合、落札者決定を保留とし、契約内容に適合した履行がされない恐れがあるかどうか低入札価格調査を行った上で落札事業者を決定する。

7．契約書の提出等

（1）落札者は、機構から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から 10 日以内に機構に提出しなければならない。ただし、機構が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

（2）落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

以　上